

# 令和6年度第1回 大阪府高齢者医療懇談会 会議概要

1 日 時 令和6年10月7日(月) 14時00分～15時00分

2 場 所 大阪府後期高齢者医療広域連合(中央大通F Nビル8階) 会議室

## 3 出席者

(1) 大阪府高齢者医療懇談会委員(10名)

森 詩恵 委員(副会長)

(以下50音順)

青山 雅宏 委員、栗津 康 委員、川隅 正尋 委員、道明 雅代 委員、野村 和子 委員、  
藤原 雅晴 委員、前田 葉子 委員、松井 清幸 委員、山本 道也 委員

(2) 事務局

事務局長 村上 光司、事務局次長兼総務企画課長 吉澤 清文、  
資格管理課長 岡野 秀隆、給付課長 東 真由美 ほか

## 4 議 題

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 組織、制度施行状況について

(3) 大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更及びマイナ保険証関係に  
ついて

(4) その他

## 5 議事の概要

各議題について事務局から説明を行った後、意見交換を行った。

### 議題(1) 会長・副会長の選出について

- ・会長には、委員の互選により玉井委員を選出
- ・副会長には、会長の指名により森委員を選出

### 議題(2) 組織、事業概要、制度施行状況について

(委員)

- 資料2の7ページに医療給付費の内訳の説明があり、令和4年度1人当たり給付費が100万3

千円となっているが、次のページで大阪府は令和4年度 108 万 7,577 円となっている。これは医療給付費以外の費用が含まれているのか。

(事務局)

- 被保険者が負担した一部負担金が含まれている。8 ページ目の医療費というのは医療の給付に要する費用の 10 割にあたる費用である。一方、7 ページ目の医療給付費は被保険者が負担した一部負担金を差し引き、保険者が負担した費用であるため、医療給付費のほうが少なめの値となる。

(委員)

- 12 ページ 13 ページについて、健康診査受診状況は受診率一位の豊能町が 49.86%で、最下位の阪南市が 15.09%と、すごく差がある。歯科のほうもそうだが、上位の5つくらいのところがどんな健診の呼びかけをしているのかを聞いて、パーセンテージの低いところに呼びかけの仕方など情報提供をしてあげたら、少しは上がるのではないかと思う。

(事務局)

- 実施いただいている各市町村に状況を聞くとともに、データ分析事業の結果も踏まえて、より受診率が全体として向上していくように取り組んでいきたい。

(委員)

- 13 ページの表は、各市に共有しているのか。

(事務局)

- 共有している。

(委員)

- それなら、市からそれなりのフィードバックが何かあるか。特に最下位の市はあまり名誉なことではないが、フォローアップはしているのか。

(事務局)

- これと同じ資料を年に数回市町村に配り、これを活用して一体的実施も行っている。

(委員)

- これを用いて市の代表と話をすることはしないのか。資料を渡すだけか。

(事務局)

- 一体的実施の担当者に渡す他に、関係市町村連絡会議という全市町村から部長クラスの方がいらっしゃる会議でも、この資料を配布し、口頭でも説明している。

(委員)

- 例えばそういう会議で、各市から今後の取組についての提案などは出てこないのか。  
具体的なプランをちゃんと出すというのは受診率を上げていくためにも非常にいいこと。せっかく立派な表があるので、これを各市の担当者あるいは市長が理解して実施していくという形にならないと、資料があっても活きない。これはどうなっているのか。

(事務局)

- 先ほどありました一体的実施の会議においては、関係者とも個別に色々なやり取りをしているが、健診のことだけを取り上げてのやり取りというのはこれまでは十分にできていないので、今後そのあたりも考えて取り組んでいきたい。

(委員)

- いずれにしても、費用が1人100万円の負担になっているということなので、それを下げていくというのも目標の1つ。そのためにはどういうアクションをとっていくか具体的なプランを作らないとなかなか実践できない。そのあたりのところ委員として意見を言わせていただいた。

### 議題(3) 大阪府後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更及びマイナ保険証関係について

(副会長)

- 簡単に説明すると、12月2日以降、紙の保険証は廃止というのが原則だが、新規に加入される方は暫定的に資格確認書が発行されるということでもいいのか。

(事務局)

- 紙の被保険者証の新規発行そのものは12月2日で廃止となる。それ以降は、紐づけされていない方については紙の「資格確認書」が送付される。先ほどお示しした参考様式1がそれにあたる。マイナ保険証の利用ができる方については、「資格情報のお知らせ」をお渡しするのが基本になる。ただ、今般、厚労省から、来年の7月末までの取扱いとして、新たに75歳に到達された方、負担割合が変わられた方、あるいは転居された方についても、一旦は紙の「資格確認書」を交付するよう通知が来たので、これに合わせてその時期までは対象者に「資格確認書」を発行し続ける。内容的には被保険者証と近いが、そういう取扱いが示されている。そこが変わっているので、ご報告いたします。

(委員)

- マイナ保険証についていろいろお話させていただいたが、我々被用者保険者としても、非常に苦慮している。被保険者になかなかご理解いただけない。「資格情報のお知らせ」というのは協会けんぽから各被保険者個人に出しているが、後期高齢の方々には今年のご案内的なものは8月の保険証と共に何かお知らせを出されたのか。

(事務局)

- B6版の小さいしおりがあり、1ページ目の見開きのところに、“12月2日から被保険者証が発行されなくなります、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付”という形でご案内している。

(委員)

- 反響はどうか。

(事務局)

- すごく殺到しているということはない。

(委員)

- なかなか一般市民府民の方々が見ても難しい。政府が決めた方向なので、もう少し国がきちんと広報をやってくれればと思う。誤解することはないと思うが、特に高齢の方々が理解できるよう、十分にしっかりと周知し続けるしかないと思う。

(事務局)

- 委員のご指摘のとおり、「資格情報のお知らせ」というのが今までにない形になるので、すぐに理解するのなかなか難しい面があると思う。マイナ保険証が基本になるということを知りつつ、マイナ保険証の方にはこういう形のものというのを、しおりなどを活用しながらきちんと説明させていただきたいと考えている。

(委員)

- 私の診療所も後期高齢者の方が多く、保険証を持ってきた方でマイナンバーカードを作っていないという方も結構おられる。「原則としての紙の発行」から「特例としての紙の発行」に変わって、被保険者の方についてはついてこないと思うので、その都度説明していく必要があると思う。今までどおりのことが続いているので、今はまだ混乱が始まっていない。12月2日以降に向けて、しっかりとそのあたりのタイミングでの広報をお願いしたい。わかりやすく理解しやすいように周知も重ねてお願いしたい。

(事務局)

- やはりまだ12月を迎えていないということもあり、紙の保険証の有効期限がある7月末までは今までどおり被保険者証をご利用できますので、今お持ちの方はまだ混乱は発生しないと思う。やはり少し時間はかかるかと思うが、できるだけ広報に努めていくとともに、市町村等でも説明ができるように進めていきたい。

(委員)

- 十分話は聞かれていると思うが、高齢者の方でマイナンバーカードを持ち歩きたくないという方が非常に多く、本格運用が始まったら、受付で渡した、受け取っていない、自分で片づけてあった、みたいなことが頻発すると思う。制度上仕方ないが、そのあたりも被保険者にやさしい運用方法が取れば良いと思う。

(事務局)

- マイナンバーカード自体に保険証の内容や健康の内容などの個人情報が入っているようなものではないということなので、これは国の責任においてもしっかりと広報周知していただくように要望するとともに、窓口でも丁寧な説明に努めたい。

(委員)

- まだ実際わからないのが本音で、説明を聞いていても、説明では分かって何が起るかわからないので何とも言えない。

(副会長)

- 委員の皆様からもありましたが、その都度周知とご説明を丁寧に行っていただくようお願いしたい。

#### 議題(4) その他

(事務局)

- この会は年に2回開催している。次回開催は、来年1月下旬から3月の初旬あたりを予定している。開催については改めてご連絡する。今回事前説明ができなかった方もおられるが、次は余裕もあるかと思うので、事前説明を行い開催させていただきたい。

(委員)

- 前回来た時に、後期高齢者の医療の総額がこれだけあって、後期高齢者の支払う保険料が必要な経費の1割だけだった。残りの9割が現役世代と国が折半して負担している。こういう

保険制度は常識的に考えて非常に危なっかしい。というのはこれから後期高齢者がどんどん増えて、若い人はどんどん減っていく。だからそのあたりのアプローチの仕方としては2つあると思う。保険料を残念ながら上げざるを得ないということと、もう1つはいかにして医療費を減らしていくか、これをテーマにして考えていくしかないと思う。一般的に保険の制度で、保険を受ける人の保険料が、かかる経費のたった10%しか集まらないというのは異常な状況。だから最近70～74歳を2割負担にするとかいう話がでていますが、これは後期高齢者ではないけれども、我々は値上げしてほしいけれど、でもやはり値上げせざるを得ないと思うしかない。それと減らしていく努力をする。それは各市町村が真正面から取り組んでやっついていかないと実現しない。市長を中心に各市が積極的に取り組んでいただいて、それを成功したところにはちょっとした報酬を与えとか表彰をすとか、何らかのインセンティブを設けて何かやらないと、この制度自体に危機感があると私は考えている。

(副会長)

- おっしゃるとおりだと思う。後期高齢者だけではなく、介護保険等も費用が高まってきているので、事務局の方では一体的な取組ということで色々な、医療、後期高齢者、そして介護保険、全体的に連絡連携を取られて事業を動かしていただけたらと思いますし、後期高齢者の皆さんの保険料がかなり高くなってきているので、事務局の方には、費用が少しでも抑えられるような健康を維持できるような取組の継続を引き続きお願いしたい。

以上